

令和4年3月25日

## 令和4年3月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月25日（金）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （10人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕  
2番 久米 基敬  
3番 黒住 敬  
8番 藤井 利夫  
9番 中村 恒夫  
11番 桑内 千恵美  
12番 大西 佐知子  
13番 加藤 賢司  
14番 井内 茂種

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第16号 農用地利用集積計画の合意解約について  
報告第17号 空き家に付属した農地指定について

局長 それでは、ただいまより令和4年3月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、4番笠井委員、5番吉浦委員、6番山口委員、10番吉村委員より欠席の旨  
通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は2番久米委員と3番黒住委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第12号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第12号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年3月1日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が12件、更新が12件、農地中間管理権の新規が0件、更新が0件で、合計24件、66筆、53,791㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号31、32については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号31、藍畑字高畑東の担当であります11番衆内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第13号、受付番号31について説明いたします。

3月20日に中村委員及び譲受人と農地法第3条第1項の規定による所有権移転の件について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

本件は、石井町空き家バンク制度により、付属する農地として売買するもので、申請地は空き家に付属した農地に指定されています。

また、石井町空き家バンクに登録された住宅の土地建物は、不動産売買契約が締結されております。

申請人の農業経験は、10年です。

農機具はトラクター〇台、耕運機〇台、トラック〇台を所有しています。

トラクターは畑に、トラックと耕運機は祖母の家であり、引っ越し後は住宅地を持つてくる予定とのことです。

申請地では枝豆を栽培すると聞いております。

年間の農業従事日数は250日です。

耕作面積は〇〇〇〇㎡で、石井町における空き家に付属する農地の下限面積1㎡を超え、要件を満たしています。

境界についても問題はありませんので、本件は許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号31について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号31は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号32、藍畑字高畑東の担当であります11番案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第13号、受付番号32について説明します。  
3月20日に中村委員及び譲受人と農地法第3条第1項の規定による所有権移転の件について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。  
申請地は譲受人が7～8年前から借りて耕作をしていた、自宅と譲受人の畑との間の土地であり、譲渡人に売買の意思があったことから購入することになったようです。  
譲受人はトラクター○台、運搬車○台、貨物車○台、管理機○台、軽貨物車○台、フォークリフト○台を所有しています。  
申請地では、野沢菜を作る予定と聞いています。  
年間の農業従事日数は335日です。  
このことから本件は許可相当と考えられますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。  
ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問、意見無し)

議 長 それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号32について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号32は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号33、34については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号33について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 受付番号33、農地法第5条許可申請について説明をいたします。

3月17日に1,000㎡を超える案件のため、矢部会長、太田局長、片岡主幹、大西委員、井内委員と私の6名で現地調査及び借人の代理人に聞き取り調査を行いました。

貸人は、仕事の都合で来ることができませんでしたが、後日賃貸される理由をお聞きしております。

申請地は高川原字高川原〇〇〇番〇で登記簿は田、現況は田で、面積は1,056㎡です。貸人によると申請地は、約4年間、渡内川の工事に伴う用水路の工事により水稻の作付けができず、休耕地になっていました。

以前から借人より資材置場として利用するために借りたいと要望があり、申請地が家から遠方にあるので、この度、四国リサイクルに貸すことにしたそうです。

借人の代理人によると、申請地の西側は所有地と借地で資材置場になっており、事業拡張に伴い碎石等の製品置場が不足しているため、借りることになったそうです。

申請地西側の既に資材置場となっている土地と一体化して利用する予定です。

申請地の北側、東側、南側を既製品のコンクリートブロック塊で囲み、良質の山土で盛土をします。

雨水は地下浸透となっております。

高川原用水組合の排水を管理水路へ放流することを認める同意書が付けられており、大量の雨水があっても組合の水路に放流可となっております。

以上のことから周囲の農地に悪影響が出ることは無いと思われれます。

よって、許可相当と考えますので審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号33の申請地は、令和4年1月に農用区域から除外され、既存事業用地と河川に挟まれた第2種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、持ち込まれたコンクリートガラ及びアスファルトガラを処理し再生砕石として出荷するまでの置き場や、再生砂の置き場等が不足し、業務に支障を来していたため、既存事業用地の東側を露天資材置き場に転用するものです。

申請地は、東側が河川、西側が既存事業用地、南側が町道、北側が水路であり、既製品のブロック塊で囲み、西側の既存事業用地と同じ高さまで、山土で造成します。雨水は地下浸透になります。

町道の幅員は、4mから7.35mあり資材の搬入に問題はありません。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

高川原用水組合の意見書で異議がないことと、排水同意書で資材置場からの排水について管理上支障がない旨が述べられています。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号33について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号33は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号34について、高川原字天神の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

14番 農地法第5条の規定による許可申請について報告します。

3月17日に1000㎡超の案件につき、矢部会長、太田事務局長、片岡主幹、

加藤職務代理、大西委員と私の6人で委任を受けた行政書士の下、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は高川原字天神〇〇〇番〇、面積は1,188㎡、登記簿現況ともに田です。

譲受人の事業地西側の農地で、町道及び駐車場に囲まれており、隣地境界は明白です。

譲受人は事業地の駐車場が手狭になり、西側の申請地を売っても良いという話があったため譲渡人との間で売買による所有権移転の同意が成立し、今回の許可申請に至ったことです。

工事は周囲をコンクリート壁で囲い、盛土、クラッシャーで27cm造成して、敷き固めます。

周囲の土地への影響はないと思われます。

雨水は地下浸透とのことで、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

以上が現地確認、聞き取り報告です。

審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号34の申請地は、平成4年に農用地区域から除外され、周囲を住宅等に囲まれた第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、川原内科に駐車している調剤薬局の利用者の駐車場所が不足しているため、駐車場として転用するものです。

申請地は、現地盤より山土で約17cm盛土し、再生クラッシャーランを10cm敷き均します。

周囲はコンクリート擁壁で囲い、雨水は地下浸透になります。

付近の農地等に被害を及ぼす恐れはなく、被害等が生じた場合は申請人の責任において対処すると申請書に記載されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。



ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号34について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号34は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第16号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。

報告第17号 空き家に付属した農地指定については、2件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年3月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。